

## 船舶インシデント調査報告書

令和3年10月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年4月25日 10時10分ごろ
発生場所	新潟県上越市直江津港 直江津港第3東防波堤灯台から真方位116°920m付近 （概位 北緯37°12.7′ 東経138°16.9′）
インシデントの概要	プレジャーボートSHISEIは、釣り場を移動中、船外機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年5月6日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート SHISEI、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	243-39021新潟、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、直江津港内で釣りをする目的で上越市黒井浜を出発した。 船長は、釣り場を移動中、船外機が停止したので、118番通報で救助を要請した。 本船は、巡視艇によりえい航された後、船外機の燃料こし器の目詰まりが判明した。 船長は、定期的に船外機の点検整備を行っていなかった。
分析	本船は、定期的に船外機の点検整備を行われていない状態で釣り場を移動中、燃料こし器が目詰まりし、燃料が供給できなくなって船外機が停止したことから、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、定期的に船外機の点検整備を行われていない状態で釣り場を移動中、燃料こし器が目詰まりし、燃料が供給できなくなって船外機が停止したため、発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、定期的に船外機の点検整備を実施し、燃料こし器の清掃を行うこと。